

# 夏季休業中における注意喚起等について

令和2年 8月 6日

米子地区学生 各位

医学部長

夏休みが近づいてきました。現在、コロナウイルス感染症については再び全国的に感染者数が増加の一途を辿っている状況であります。

夏季休業中は実家への帰省等を考えている方々も多いと思いますが、自らが十分な注意を払い、高い意識と責任・自覚をもって慎重に行動してください。

については、夏季休業中における注意喚起事項について以下のとおりお知らせします。

## 記

### ○国外旅行、国内旅行、帰省など県をまたぐ移動

- ◆国外への旅行等は原則禁止。
- ◆国内旅行等について、※国内流行地(北海道・宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・岡山県・広島県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県 (R2.8.6 現在)) への不要不急の移動は、できる限り自粛すること。  
※最新の情報については、その都度学務支援システム掲示板に掲載しますので確認してください。
- ◆帰省については、「帰省しない」「できるだけ短期間にする」といった選択も考慮してください。
- ◆帰省等により国内流行地へ移動する場合は、事前申告・事後報告書を必ず学務課窓口へ提出すること。

様式はこちら → [国内流行地への移動に関する事前申告・事後報告書](#)

※文字をクリックしてください。

また、鳥取県外（国内流行地含む）へ移動する際には、e-ラーニングシステム(manaba)上の「県外移動届」コースのアンケートに必ず登録してください。

◆令和2年7月17日付けで医学部ホームページにおいて周知している「鳥取大学医学部（米子地区）における後期授業の取扱いについて」に基づき、帰省等により鳥取県から離れる場合は、授業開始日の14日前には通学圏域の住居に戻り、各自、健康観察を行ってください。

また、授業開始時には夏季休業中の行動記録表を必ず学務課に提出してください。

様式はこちら → [行動記録表](#) ※文字をクリックしてください。

◆再試験を受験する場合も14日間の観察期間を確保してください。ただし、定期試験の結果発表から再試験日まで14日間に満たない場合は、速やかに米子に戻り、できるだけ十分な観察期間を確保してください。

他に、やむを得ない事情で観察期間を確保できない場合は、早めに学務課に申し出てください。

#### ○3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

◆カラオケ店、ゲームセンター、パチンコ店など換気が悪く、人の密集する施設への立ち入りの禁止。

◆団体や大人数での会食等は原則禁止とする。また、友人、知人・家族といった親しい方との会食等であっても3名以内とし、感染予防対策（食事中以外のマスク着用、適切な距離の確保、お酌はしない、大声を避けるなど）をとり、感染予防に十分注意を払うこと。

#### ○課外活動

鳥取大学医学部ホームページ→「【学生・教職員の皆様へ】 新型コロナウイルス感染症対策への対応（米子地区）」→2.課外活動について→「学生課外活動の段階的緩和の目安」を参照してください。

URL: <https://www.med.tottori-u.ac.jp/3823/28033.html>

※ただし、帰省等で山陰両県から離れていた場合は、14日前には通学圏域の住居に戻り、各自、健康観察を行うこととなっているため、当該期間中は課外活動には参加しない。

#### ○その他

◆旅行、レジャー等での事故には十分気を付けること。

◆屋外活動等での熱中症に注意すること。

- ◆大学生を狙ったマルチ商法・詐欺、カルト等の勧誘に注意すること。
- ◆SNS 上での個人情報流失等のトラブルに留意すること。
- ◆山陰両県外から移動してきた者と接触する場合は、感染予防に十分留意すること。

**【罹患等した場合の対応】**

令和2年7月30日付けで周知した「COVID-19 関連対応マニュアル(学生向け)」により対応すること。